

# 平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請要領

高松市

この申請要領は、建設工事に係る平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成28年高松市告示第916号・高松市病院局告示第7号・高松市上下水道局告示第36号。以下「入札参加資格告示」といいます。）第2項の規定による本市の建設工事に係る入札参加資格審査申請（以下単に「申請」といいます。）の申請について定めるものとします。

次の事項に十分留意して、申請をしてください。

## 1 申請の方法

次の区分による申請が必要です。 **いずれも、申請は計6業種までです。**

- 電子申請をしなければならない者 ⇨ 

電子申請
------

 + 

書類提出
------
- 電子申請ができない者 ⇨ 

書類提出
------

※電子申請の手続は「2 電子申請」、書類提出の手続は「3 書類提出」のとおりです。

### 電子申請をしなければならない者

平成28年度の香川県、高松市、丸亀市又は善通寺市の入札参加資格者名簿登載者（下記の③の者を除きます。）

### 電子申請ができない者

- ① かがわ電子入札システム（以下「システム」といいます。）の企業ID・パスワードを所持していない者
- ② システムの企業ID・パスワードは所持しているが、平成28年度の香川県、高松市、丸亀市又は善通寺市の入札参加資格者簿に登載されていない者
- ③ 平成28年度の入札参加資格者名簿登載者であるが、過去に1度も名簿登載されていない受任営業所を申請しようとする者

## 2 電子申請

- (1) **平成28年10月31日以降**に電子申請ができます。
- (2) 既に交付を受けている本社・本店の企業ID・パスワードでシステムにログインします。  
営業所のID・パスワードでは操作できません。  
なお、御自身のID・(仮)パスワードが分からない場合は、早めに再発行の申請をしてください（申請期限が近づくと、多くの再発行申請が集中する可能性があり、即時発行に対応できない場合もあります。）。
- (3) 申請をする前に、代表者等の本社情報等が最新の状態となっているかどうかを確認してください。最新でないときは申請前に変更をお願いします。
- (4) 入札参加資格申請書に必要事項を入力します。  
※システムの操作方法及び入力については、「操作マニュアル」及び「申請書記載例」を参考にしてください。  
申請書は入力後にプリントアウトし、「3 書類提出」に従って、提出してください。

### 3 書類提出

(1) 受付期間 **窓口受付**：市内企業、準市内企業及び市外企業  
平成28年12月1日(木)～平成28年12月27日(火)  
<土曜日、日曜日及び祝日を除く。>

**郵送受付**：準市内企業及び市外企業  
平成28年12月1日(木)～平成28年12月20日(火) ※午後3時30分必着

(2) 受付時間 午前9時30分～午前11時、午後1時～午後3時30分

(3) 受付場所 高松市役所8階 財政局契約監理課

(4) 提出書類 提出書類については次のとおりです。

◆市内企業 ⇨ 資格審査に係る提出書類及び**主観的事項の数値に係る提出書類**

◆準市内企業・市外企業 ⇨ 資格審査に係る提出書類

※資格審査に係る提出書類については別表1、主観的事項の数値に係る提出書類については別表2のとおりです。

(5) 提出方法 上記の受付場所に持参してください。

※行政書士が持参する場合(2通以上の申請書を持参する場合に限り)は**予約が必要**です。  
事前に財政局契約監理課工事契約係(TEL 087-839-2511)まで御連絡ください。

**準市内企業又は市外企業(いずれも「4 定義」を参照してください。)に限り、下記の要領で、郵送による提出が可能です。**

郵送の際の事故防止のため、封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、下記の宛先へ**一般書留又は簡易書留**により送付してください。

受付期間中に到着したものに限り受け付けます。**(平成28年12月20日(火)午後3時30分必着)**です。消印有効ではありません。**ただし、郵送による提出において、書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、仮受付とします。この場合において、平成28年12月27日(火)午後3時30分までに当該補正に係る書類の全ての送付がないときは、受付期間中に申請書類の提出がなかったものとみなし、仮受付は無効となります。**

なお、受領証等の返送のため、必ず宛先を明記し、82円切手を貼った定形封筒(定形郵便物の条件を満たす封筒)を同封してください。

※ 到着時刻については、下記郵便追跡サービスに記録されている時刻によります。また、到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等により御自身で確認してください。 <http://tracking.post.japanpost.jp/services/srv/search/>

(宛先)

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号  
高松市財政局契約監理課工事契約係

## (6) 提出要領

ア 提出部数 1部

イ ファイル（ピンク色などの赤系A4判）に、市内企業にあつては「別表1」及び「別表2」、準市内企業及び市外企業にあつては「別表1」に掲げる順番に提出書類を並べ、その一番上を「入札参加資格審査申請における提出書類一覧表」にして綴り込んでください。

ウ 各証明書等がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、また、大きいときは書類の折り込み、縮小コピー等により対応してください。

エ ファイルの背表紙下段に、商号又は名称を「〇〇建設（株）」などと記載してください。

オ 提出書類等が不足していると資格審査ができませんので、必要書類を十分に確認の上、申請してください。

カ 受付期間内・受付時間内に提出書類が揃ったものを、送信された申請データとともに受理します。経過後は受理しません。ただし、「仮受付」の取扱いがあります（前ページ枠内及び別表1の書類番号11の欄を御覧ください。）。

キ 申請書提出後、記載事項に変更が生じたときは、所定の変更届に必要な書類を添えて、直ちに届け出てください（※決定数値の算定に係る書類の変更及び再提出はできません。）。

## 4 定義

市内企業・準市内企業・市外企業の定義は、次のとおりです。

市内企業	法人	建設業法上の本店所在地が高松市内で、高松市内に同法上の当該業種に係る営業所（本店を含む。）を有し、かつ、高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出していること。
	個人	高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有し、住民票の住所が引き続き1年以上高松市内であること（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）。
準市内企業	法人	建設業法上の本店所在地が高松市外で、高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有し、高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出していること。
	個人	高松市内に建設業法上の当該業種に係る営業所を有すること（市内企業に該当する場合を除く。）。
市外企業	市内企業・準市内企業のいずれにも該当しない者	

## 5 その他

- (1) 契約監理課ホームページに掲載された入札参加資格告示及び「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査について」を熟読の上、申請をしてください。
- (2) 「平成29・30年度入札参加資格者名簿」を契約監理課ホームページ (<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/622.html>) で平成29年4月1日に公表（予定）しますので、個別に通知はいたしません。
- (3) システムにより市に対してなされた電磁的記録による資格審査の申請は、発注機関（入札参加資格告示

第1項に規定する発注機関をいいます。) に対してなされたものとみなします。

(4) 企業は社会を構成する一員として、人権を尊重し、法令を遵守する社会的責任があります。本市に入札参加資格審査の申請をしようとする者は、次のことに努めてください。

ア 不当要求行為に対する対処について

本市では高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱を定め、不当要求について、厳正な対応を求めています。申請を行おうとする者は、同要綱の趣旨を十分理解し、要綱の遵守徹底をお願いします。同要綱は、契約監理課ホームページに掲載しております。

イ 環境や福祉、男女雇用機会均等、子育て支援、人権啓発等の研修会等への積極的な参加について

本市では、企業における社会的責任の自覚とその全うを促すため、各種機会を捉え、講習会や研修会を行っています。入札参加資格申請を行おうとする者は、当該研修会等への積極的な参加をお願いします。

お問い合わせ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局契約監理課(8階)工事契約係

電話 : 087-839-2511

FAX : 087-839-2570

Eメール : [keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp](mailto:keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp)